

高教組速報

2015年度
第8号

2016年1月18日
文責 馬場 隆

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

第3回確定交渉 (1/15)

県教委 盆前後に「学校閉庁日」を設定する と回答

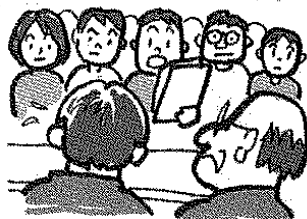
高教組は1月15日、今年度の確定交渉の第3回交渉を行いました。交渉には高教組から小田委員長他7人が、県教委から栗原教職員課長・本田人事管理監他6人が参加しました。交渉の冒頭で県教委は、これまでの交渉をふまえて検討した結果として、4点について改善を図りたいと回答しました。

「教職員がしっかり休養をとれるように6日連続で休めるようにしたい」

高教組が強く求めていた長時間勤務の縮減のための新たなとりくみについては、夏季休業中に教職員がしっかり休養をとれるようにするために、来年度から8月11日以降に3日程度の「学校閉庁日」を設けて、「山の日」と土日を合わせて6日連続で休めるようにしたいと回答しました。県教委は「学校閉庁日」について、新たな休暇ではなく、「学校を開けない日」として、小・中・高・特支の全ての公立学校でいっせいに実施し、父母や県民にも周知して、夏季休暇や年休、週休日の振替を取りやすくするものと説明しています。

この回答に対して高教組は、教職員がしっかり休養をとれるように全県いっせいに「学校を開けない日」を設定することは評価しながら、このとりくみだけでは、長時間勤務の縮減になる教職員はごく少数であることを指摘し、

年末年始休暇中にも「学校を開けない日」を設定すること、長期休業中の休業日を確保することや定期考査中に会



議や研修を入れないことなども盛り込んだ通知を出すことを求めました。

忌引き休暇の拡大等についても回答

他の回答の一つは、忌引き休暇の拡大です。具体的には、姻族(配偶者の親族)の死亡に際して、職員または職員の配偶者が喪主になった場合は、血族(自分の親族)に準ずる取り扱いにする(同様に扱う)こと(非常勤職員にも適用)、非常勤職員の忌引き休暇で配偶者の場合の日数を7日から10日に拡大することの2点です。

これらの回答に加えて、給与構造改革に伴う現給保障について、毎年5千円ずつ減額して今年度末で廃止としていたものを、廃止時期を見直し、来年度以降も5千円ずつ減額した額で支給する(2年間は実施し、廃止時期は改めて協議する)という回答と、今年度から実施されている給与制度の総合的見直しに伴う現給保障の期間について、来年度も引き続き協議を行うという回答も出されました。

宿泊研修の勤務時間の割り振り変更についても一定の前進

以上の冒頭の4つの回答に加えて、交渉の中では、第2回交渉で強く求めていた宿泊研修等の泊を伴う学校行事の際の勤務時間の割り振り変更について、県教委は、給特条例に反しない形になるように検討していると回答しました。

また、高教組は、欠員補充の職員が勤務校を変わっても年金や健康保険を継続できるようにすることや、非常勤講師の報酬の対象に、試験の作問や採点・成績処理なども入ることを明確にすることについても、引き続き、その実現を県教委に強く求めました。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ